

良好な景観形成のための建築のあり方検討委員会（第4回） 議事概要

日 時 平成19年12月4日（火） 13:00～15:00

場 所 中央合同庁舎第3号館2階特別会議室

出席委員 山本理顕委員（座長）、木下庸子委員、布野修司委員、
宗田好史委員、荒牧澄多委員

[議事概要]

○木下委員によりUR都市機構都市デザインチームの取り組み等について、布野委員によりタウンアーキテクトの役割とその仕事について、プレゼンテーションが行われた。

○国土交通省より、今後の進め方について、委員会のとりまとめ骨子（案）について、資料に基づき説明を行った。

○委員より、以下のような発言があった。

《UR都市機構都市デザインチームの取り組み等について》

- ・都市デザインチームでは、都市の中で複数街区にまたがる規模の大きな都市デザインから、「小さな景観運動」と位置付けられ身近なところから景観を考えるストリートファニチャーなどのデザインまで、大小さまざまなプロジェクトに関わった。
- ・景観を考えるには必ずしも大きな規模のものだけでなく、手の届くところから小さな課題を開拓することもまた、有意義な活動であると思っている。
- ・価値観・言語を共有することの重要性。東雲のプロジェクトでデザイン会議を何度も行った結果、ある共有する価値観を持った建物ができたということは、参加していたメンバーが同じ言語を話せたからなのかなという気がする。それは良好な景観形成において非常に重要なことだと痛感している。
- ・「地」と「図」の関係、特に「地」を作ることの重要性が非常に景観に結びつくところ。
- ・市場原理においては一般的に容積率消化を追求するが、その仕組みの中に景観をどのように盛り込めるのか。
- ・街路づくりにおける建築物のエッジと高さの統一性が重要。やはり制度にまでかわらないと、次のステップはないのかなという気がする。
- ・大規模開発や高層建築が今後の少子高齢化社会においてどのようにあるべきか。高層ビル群であるマンハッタンではともかく、日本においてはもう少しアジア的

なまちなみのつくり方を今後考えていく必要があるのではないか。

- ・ ワークショップが最近是非常にポピュラーなデザイン調整手法だが、合意形成の妥当性について考える必要がある。

《タウンアーキテクトの役割とその仕事について》

- ・ タウンアーキテクト制のシミュレーション的なことを京都で始めた。25位の大学の研究室が集まって、42の小学校区に1人ずつ地区アーキテクトみたいな人間を割り当てて、持続的にそこをウォッチングし、記録をし、何らかの提案があればやる。その後、滋賀で大学と地域連携の「地域コミュニティ・アーキテクト」というプロジェクトをやっている。
- ・ タウンアーキテクトという職能の必要性は、一つめは、地域社会の疲弊をどのように再生させるかという点。二つめは、一律のガイドラインやマニュアルを使って景観をコントロールすることへの疑問。三つ目は、防災で、持続的に地域を見るということ。
- ・ タウンアーキテクト制で重要なのは任期と権限と報酬である。
- ・ 誰もがタウンアーキテクトになり得る。一万人ぐらいの自治体だと、意欲のある人が必ず役場にいる。そういう人たちが一つのイメージになる。ただし、非常に複雑な要素を一個の絵にまとめるというトレーニングをした建築の設計を勉強した人が一番適任であろうと思っている。
- ・ タウンアーキテクトの位置づけはどのような形でもよいと考えている。自治体の嘱託でもいいし、何らかの委員会でもいい。各自治体で色々な形態があり得る。景観法という、いい法的な仕組みはできている。

《委員会のとりまとめ骨子（案）について》

- ・ 中途半端に何となくではなくて、きちんとかいことを委員会としては求めているという、非常にはっきりとしたメッセージにしたい。
- ・ 国はどのような思想を持って各地方、あるいは国を運営しようとしているのか、その強いメッセージが必要。
- ・ 建築家という言葉の意味がどうにも伝わってこないので明確化が必要。
- ・ 建築家は、自分の建物を建てることによって景観に貢献することもできるが、他者がつくる建築に対して、これはこのまちの景観づくりにそぐわないぞということを言う立場があっていい。自治体の中にその種の建築家が介在する景観づくり、美しいまちづくりという役割が求められる。
- ・ よい建築家がぽつんぽつんとよい建築をつくっていくという仕組みではなくて、他の建築家が行う9割の建築行為を律するよい建築家の役割というのをどこかで書いておくべき。
- ・ 建築家という言葉がどこにも登場しないが、やはり登場した方がよいのではないか。
- ・ 建築家の職能をはっきりとさせるべき。建築家は設計から管理まで全部やります、

全責任をとりますということをはっきりさせるべき。

- ・ 建築主事的な人が首長的な権限を全部持っていればよい。
- ・ 実際にまちの中でそのような建築首長的な役割を担っている人が市民の支持を継続的に得られるか疑問である。
- ・ 任期を設ければよい。
- ・ 建築首長的な制度があったとしても結局は首長（知事や市町村長）の意向が一番大きく反映される。自治体のシステムとは近からず遠からず、といったシステムにならない限り、かなり難しい。
- ・ 全体の建築行為の7割、8割を占める民間の小さな建築が大きく景観を形成するわけだから、そこに建築家に介在してもらって、一定の方向に引っ張ってほしい。
- ・ デザイン調整等の実施体制（受け皿）のようなものをつくるとしたら、日本各地でモデル的に実施できるといい。